

## 家庭科教育における裁縫学習の変遷

——教育政策の推移——

伊藤 瑞香、永野 順子

### I はじめに

上世から今日にいたる長い歴史の歩みのなかで、人間が家庭生活を幸福にするために努力してきた家庭経営の担い手は女性であると考えられてきた。それ故に、明治以降の女子教育のなかで家事科・裁縫科は重要な地位を維持してきた。

昭和22年（1947）3月に公布された、「教育基本法」ならびに「学校教育法」に基づいて発足した、小学校・中学校および高等学校に新たに設けられた教科の一つに「家庭科」がある。家庭科は社会構成の単位である家庭生活を基盤としたもので、従来、女子にのみ課した裁縫科や家事科とは異なり、男女がともに学ぶものとしたのである。

この教科は家庭生活の向上発展に必要な知識と技能を育成し、家庭生活を改善する各自の責任を自覚させることを狙いとした。したがって、その学習は家庭生活に役立つ仕事を中心として行なわれ、それを通して家庭生活にたいする理解を深め、家族の一員としての自覚と責任のもとに、生活の向上をはかる態度や能力を養成することを目標とした。

昭和23年（1948）に発足した高等学校の家庭科は教科目の内容を被服、食物、住居と家事経理、家庭衛生および家族関係の五分野に分けて、分野別により深く研究することが、生徒の心身発達の上からも、学習発展の過程からも望ましいとされた。このなかで「被服」分野の目標<sup>1)</sup>を次のように指示している。

- (1) 衣料や衣類の上手な買い物をする能力
- (2) 被服をぐあいよく調製する能力
- (3) 怠らずまた手落ちなく手入れをし、誤りなく保存をする能力
- (4) 経済的な被服計画を手まわしよく実行する能力
- (5) 似合わしく、また場合場合にかなって着装する能力

こうした教科の学習内容は、従来の技術教育に重点をおいた裁縫科と異なるのは当然で、実

生活のなかで被服を調製する能力は必要性によっても、その比重はおのずと違ってくる。

新学制が男女の教育の機会均等、教育内容の平準化、男女の相互尊重を基本方針とし、家庭経営もまた男女両性の協力によって、幸福な家庭生活を営むために家庭科が新設されたのである。しかし、高等学校の場合は昭和24年(1949)1月に普通課程の「家庭」と、職業課程の「家庭技芸」となってより、その時々々の環境や社会の変化にともなう改訂が繰り返され、昭和45年(1970)には女子の特性、特に家庭における母親の重要性が強調され、すべての女子生徒に普通課程の「家庭一般」4単位が必修として課せられている。

現状は平成6年(1994)4月より高等学校では、「家庭一般」のほかに、「生活技術」・「生活一般」の2科目を新設し、これら3科目のうち1科目を選択して男女必修の扱いとなる。こうした変化は社会と家庭生活の変化に対応するためであるが、その背景には国連が提唱した女性差別の撤廃という国際的な潮流により、男女の伝統的な慣習を全面的に変え、あらゆる分野に男女が対等に参加すべきだとする主張によるものである。

現在のような大量生産による加工品や既成品の氾濫、簡便化された生活様式、男女共学による家庭一般のなかで、従来の被服の製作学習が問い直される時期にきている。こうした時にあたり、特に政治・経済・社会・市民生活に密接な関係を持つ家庭科が、どのような変遷を展開したかを、裁縫学習を通して把握することを試みた。

## II 江戸時代における裁縫学習

中世後期から近世にかけて刊行された女子に対する教訓書や、江戸時代に一般家庭の女子の初等教科書として広範囲に使用された女子用往来物のなかには、裁ち縫いについての教材が数多く記載されている。

女子用往来が採用した裁縫教材の内容<sup>2)</sup>は、その性格から三つの種類にわけられる。第一はうみ・つむぎや裁ち縫いの重要性を強調したものであり、第二は被服を縫製する価値や心構えについて説いたものである。そして第三の教材は、簡単な裁ち方図や裁ち方・縫い方に関するいろいろな注意点を短いが要をえた文章によって示したものである。

江戸時代に女性の教養書として編纂された教訓書にはそのいずれにも、被服のことに触れている。その内容はさまざまで、縫製技術や素材・模様のことまで記されているものもあれば、学習方法や学習の開始時期について述べているものもある。ただ、いずれもが男女両性をはっきり区別して、女性は家を治め、家の仕事を本務としている。

著者は不明であるが、元禄8年(1695)刊行の『女重寶記』に「女中たしなみてよき藝あらまし書きつけ侍る」という項に、次のような多くの芸をかかげている。

手かく事 歌よむ事 歌学する事 源氏いせ物がたり、百人一首、古今・萬葉の義理をし  
る事

たちぬいの事 うみつむぎの事 はたをる事 繪かき花むすぶ事 琴をたんずる事 盤上  
の事 香をきく事 茶のゆする事 連歌・はいかいする事 立花する事 綿つみやうする  
事 髪をゆひやうする事 女のしつけかたをしる事

此ほかはしらでも事かくまじき事なり。中より下の女中がたは、此外にも藝あるべし。せ  
たい方、しまつのしやう、内のおさめよう、第一の藝たるべし。

このように、上流の家庭に住む女性でも文学を学び、茶の湯や香をきく事などの教養を身に  
つけると同様に、実用的な裁ち縫い・うみつむぎ・機織りを芸のうちとしているところが注  
目される。さらに、中流以下の女性の第一の芸として、家庭経済・家庭管理をあげている。  
上流社会の女性には求めず、中以下の階層の女性にのみ求めたのには、当時の社会環境や女  
性観によるものであろうが、今日の家庭科の内容の多くを包含していたものと考えられる。

### III 裁縫科時代の裁縫学習

#### 1. 明治初期の裁縫科

明治5年（1872）8月に「学制」が頒布され、「人間ノ道・男女ノ差アルコトナシ」とし  
て、尋常小学は「男女共必卒業スヘキモノトス」（第27章）とした。こうして、初等教育に  
おいて男女平等の理念のもとに始められた小学校は、地域や経済状態等を配慮して数種に区  
分されたが「然トモ均ク之ヲ小学ト称ス」（第21章）としている。このなかの一つに女児小学  
があり、「女児小学ハ尋常小学教科ノ外ニ女子ノ手芸ヲ教フ」（第26章）と規定した。この手  
芸について、同時代の女子尋常科教則に「手芸ハ裁縫術ヲ専ラニスト雖モ……」とあるが、  
当時の手芸は女紅と同様に裁縫・機織り・袋物・刺繍・編物・押絵等広範な内容を含むもの  
であった。

明治維新当時の裁縫教育は、東京をはじめ各地に開設された女学校で「手芸」ないしは  
「女紅」として、女子の特殊的教科として課せられている。このほか、裁縫私塾や京都を中心  
として、主として関西地方に多くみられる女紅場は衣服裁縫をはじめ組紐・扇子団扇の作り  
方や紹刺し・袋物・縫繻の技術を修得させるとともに、余暇に初等教育がなされた。これら  
の施設は女子本来の教養のためであるとともに、独立自活の能力を身につけさせる実業教育  
的意味がある。

明治12年（1879）9月に「学制」を廃し、「教育令」が公布された。その第3条に「小学校  
ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所」として、その教科の一つとして「殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等

ノ科ヲ設クヘシ」とあり、これが裁縫という名称が、学校教育のなかに取り入れられた最初である。そして、明治14年(1881)5月に制定された「小学校教則綱領」に、小学校は初等・中等・高等の三等に分け、中等・高等において、女子のために裁縫科を設けている。さらに、高等科では「殊ニ女子ノ為ニハ経済等ニ換ヘ家事経済ノ大意ヲ加フルモノトス」(第1章第4条)としている。このなかで具体的に教科内容が指示されており、裁縫は「運針法ヨリ始メ漸次通常ノ衣服ノ裁方、縫方ヲ授クヘク」とし、中等科・高等科を通して週3時間程度を課している。家事経済は高等科2年に「衣服、洗濯、住居、什器、食物、割烹、理髪、出納等一家ノ経済ニ関スル事項ヲ授クヘシ」としている。こうして裁縫科は製作技術の面から、家事経済は管理の側から衣服を取り扱うようになった。

明治5年2月に開校した東京の官立女学校は同年11月には東京女学校と改称している。この学校は8歳で入学して修業年限6年とし、教科内容は相当に高い程度のものであったが、はっきりと女子のための中等教育機関とはいえない。この東京女学校は8年に教則を改めて、入学資格を小学校卒業の女子で年齢14歳以上17歳以下とし、中学校と同じ程度の女子のための中等教育機関を目指したのである。その後、東京女学校は東京女子師範学校に吸収される形で、15年7月に附属高等女学校が新設されている。

明治12年(1879)7月創立された岐阜県普通女学校および女子師範学校の、「岐阜県女学校規則」<sup>9)</sup>が手元にあるので、当時の女学校における家庭科の教科内容に触れてみたい。この規則は第1章から7章までは女子師範学科のもので「女兒小学全科の教員たるべき者を養成する所とす」と第1章第1条に掲げている。続いて、第8章より12章に「普通女学科通則」が記載されている。

普通女子科は「高等の普通学科を授け優良なる婦女を養成する所」で、「修業年限は下等科は三箇年とし上等科は二箇年とし」「小学科六箇年の課程を卒りたる以上の学力ある者」を試験によって選抜している。普通女学科教授規則(第9章)に下等科の学科は修身・読書・作文・習字・算術・地理・本邦歴史・博物・物理・図画・裁縫・礼節・音楽・体操とし、上等科は算術以下物理までを除いて、化学と家政が加えられている。裁縫は下等科では毎週4時間、上等科では5時間が課せられ、家政は上等科2年のうち1年目の後期に2時間、2年目には4時間ずつが組まれている。

その教科の内容は「各学科授業要旨」として第9章第8条に示されている。裁縫と家政の項は次のように記述されている。

**裁縫** 裁縫は女子に緊要の者なれば各学級通して之を課す下等科に於ては小裁中裁衣服より漸次本裁衣服、帯、羽織の類に及ぼし上等科に於ては本裁衣服、羽織、袴等より繡箔、

押絵、編物類に及ぼす之を授くるの法は品種の異なるに従ひ先づ其方を授け次に実物に就て練習せしむ

家政 家政は家事を理むるの法を知らしむる者にして女子には殊に緊要なる科とす之を授くるには実用に適するを旨とし衣食住より出納、傭役、接待、養成、育児、看護等の事に涉て詳に之を説示し又実地に就て割烹の事を練習せしむ

短い文章のなかにそれぞれの必要性や教科内容、教授方法までが示されている。裁縫には繡箔・押絵・編物類と現在は手芸として独立して扱われるものが多く、学制のおりには「手芸」・「女紅」と称されていたが、教育令公布後は学校教育の一学科として「裁縫」の名称が使われるようになった。

## 2. 裁縫科尊重期の裁縫学習

明治12年に公布された「教育令」は種々の改革を経るなかで、初等教育は着実に発達し、23年（1890）には「尋常小学校ノ教科ヲ卒業ラサル間ハ就学セシムルノ義務アルモノトス」とした。ついで33年（1900）8月に「小学校令」を全面的に改定し、尋常小学校の修業年限を4年に統一して、公立小学校の授業料は徴収しないことを原則とした。これは義務教育の徹底と、学齢児童の雇傭に対する雇傭者の意識、ひいては義務教育と児童労働との関係にまで踏み込んだものと言える。40年（1907）3月の「小学校令」の改正により、翌年4月からは尋常小学校の修業年限を6年とし、義務教育年限の延長が行なわれている。

こうした制度の変遷のなかで裁縫科や家事科がどのように扱われたであろうか。明治26年（1893）7月に文部省は「女子教育ニ関スル件」について訓令を出している。ここで普通教育の必要には男女の差別はないが、「女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ関係ヲ有スモノナリ」としたうえで、現在の女子の就学率の低さを指摘し、父兄への勧誘も必要であるが、女子のための教科を実用性の高いものとすべきであるとしている。「裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最モ必要ナルモノナリ故ニ地方ノ情況ニ依リ成ルヘク小学校ノ教科目ニ裁縫ヲ加フルヲ要ス」と記されているように、当時の女性にとって家族の衣服を調整することは重要な任務であると同時に、これが就学数の増加にもつながると考えられた時代でもあった。この間、裁縫は高等小学校において必修科となり、尋常小学校の修業年限が延長されるとともに、第3学年から組み込まれている。そして、その時間数も徐々に増加して、明治44年（1911）の施行規則改正の折には、高等小学校の裁縫科授業時数は毎週5時間に変更されている。

千葉県師範学校附属小学校編纂の『小學校各科 教授細目編纂趣意書』<sup>4)</sup>は明治39年度の授業内容や実施上の注意事項を、「細目運用者ノ便ニ供センガタメ編纂シタモノナリ」と記されている。39年（1906）といえば、義務教育延長の気運が高まりつつあるときで、裁縫が女子

教育のなかで重要視された時代である。本書は裁縫科の教授要旨を次のように述べている。

裁縫科教授ノ要旨ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フニアリサレバ本科ニ於テハ先ズ眼ト手トヲ練磨シテ衣服ニ関スル積リ方、裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方ニ習熟セシムベキハ勿論裁縫用具ノ使用法、材料ノ品類、性質、衣服ノ保存方、洗濯方等ノ知識ヲ与ヘ併セテ糸ノアマリ屑、反物ノ切り端ノ利用ヨリ縫ヒ直シ又ハ綻ビ破レノ繕ヒニ慣レシメ以テ節約利用ノ習慣ヲ養ヒ觀察ヲ精確ナラシメ審美ノ情ヲ喚起シ諸事秩序ヲ重ンジ勤勉清潔整頓ヲ貴ブノ良習ヲ作ルコトニ注意セザルベカラズ

このように、裁縫は布帛を裁って衣服を縫うという狭義のものではなく、教科としての裁縫はより広い意味で衣類を構成する能力を養うとともに、学習価値をも加えている。具体的な教材排列は尋常小学校から高等小学校の第1学年までは技術の習得に力を注ぎ、2学年からは衣類整理・管理にはじまり、衣服の目的・衣服材料・衣服と衛生との関係等が含まれている。

これに対して、明治14年の「小学校教則綱領」に家事経済として取り上げられた家事科は、その後は教科としてではなく、国語や理科の教材のなかに含まれるようになった。上記の趣意書の第14章に家事科の項があり、家事は女子教育上必要であることは認めながらも、小学校では独立した教科としてではなく、諸教科のなかで「本科に関スル知識ヲサツケ他日処世上遺憾ナカラシムルコト肝要ナリ」としている。家事科に関することは高等小学校の第3学年4学年の他教科のなかに含まれている。その配当表には「主婦ノツトメ」は修身、「衣服」は裁縫、「食物」「住居」は理科、そして「経済」は算術と修身で学ぶように指示している。

明治15年に女子の中等教育機関として、東京女子師範学校の附属として高等女学校が設置されたことは先にも述べたが、これが法規として取り上げられたのは明治24年(1891)12月に改正された「中学校令」の第14条に「高等女学校ハ女子ニ必要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス」とし、その地位を明確にした。ついで、明治28年1月に「高等女学校規程」が制定され、尋常小学校修了者を入れ、修業年限6年として学科目が設定された。当時の教育方針から裁縫は第1学年から毎週5時間と最も多くの時間をしめ、別に家事科も第5学年6学年と1時間ずつが組まれている。この他、随意科目として手芸が独立している。これは手芸にとっても、画期的なことであるが、裁縫の内容が技術中心として、より高度なものが要求されたものと思われる。その後、32年(1899)の「高等女学校令」により入学者は年齢12歳以上で高等小学校第2学年の課程を終わったものとし、修業年限は4年、ただし、土地の状況によって1年は伸縮できるようになった。34年(1901)に制定された「高等女学校令施行規則」は、各学科の教育要旨や教科内容・各科目の毎週教授時数を指示して

いる。この中で、家事は勤勉・節儉・秩序・周密・清潔を尊ぶ心を養い、裁縫は節約利用の習慣を養い、手芸は勤勉を好む習慣を養うとしている。そして、家事は毎週の時間数が1時間ずつ増加し、裁縫は1時間減少したうえに手芸を設けるときは、第2学年以後、裁縫の時間を減らして、これにあてるように記している。

明治41年、小学校の義務年限延長にともない、高等女学校の入学資格を尋常小学校卒業者と改め、修業年限を原則として4年とし、1年の延長のみが認められた。ここでは、学科目に変更はなかったが、裁縫の毎週教授時数を「6時以内増加スルコトヲ得」としている。

日露戦争以後、女子教育はますます盛んとなり、各種の学校が増設された。これらのなかには、実生活に必要な技芸を主とするものが多く、教育内容が高等女学校に則さないものも出てきた。そこで、家庭婦人として実生活にただちに対応しうる教育を行なう学校を設けることとし、明治43年（1910）10月の「高等女学校令」改正となった。この改正で、主として家政に関する学科目を修めようとするもののために、実科の設置と実科高等女学校の設置が認められた。実科は入学資格によって、修業年限が4年・3年・2年の3種があり、「高等女学校令施行規則」の改正によって、この3種類の学校に応じた学科目および毎週教授時数が定められた。ここでは裁縫が重要視され、修業年限4年のものは第1学年2学年に14時間、3学年4学年では18時間が課せられている。家事科は4年ないしは3年制の場合は、「理科および家事」として教授時数が計上され、2年制では「家事」としている。手芸は「便宜之ヲ裁縫若ハ実業ノ中ニ加設シ教授スルコトヲ得」としている。こうして、当時の社会情勢と実業教育の奨励とが、裁縫科をますます重要視させる結果となった。

### 3. 家事裁縫科時代の裁縫学習

大正11年（1922）の第一次世界大戦後に現われた恐慌は、重大な社会問題となり、政府は家庭生活の立直しのため、生活改善運動を展開した。家庭生活改善の推進は女性の責任であるとして、学校教育の充実を図るとともに、婦人運動を盛んにして、昭和5年（1930）には家庭教育振興運動の中心機関として「大日本連合婦人会」が結成されている。この会は全国各地で、家庭教育の使命や日本の家族制度、家庭経済や家庭科学、家庭衛生や栄養問題などをテーマに講習会を開催している。こうしたなかで、自然科学の研究が進み、殊に食生活と関わりの深い栄養研究の勃興は家事科の見直しをもたらした。

大正8年（1919）2月の「小学校令」の改正により高等小学校の教科目に家事科が女兒のために加えられ、理科から独立して1科目となった。「小学校令施行規則」の第15条に

家事ハ家事ニ関スル普通ノ知識ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約、利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

として、理科との関連に注意して実習に重きを置くように指示している。裁縫は尋常小学校の第4学年からはじめて毎週2時間、5学年6学年では3時間、高等小学校では4時間を課している。

さらに大正15年(1926)の改正では、高等小学校の家事科は必修科となった。ここでは2年制の場合は家事裁縫を合わせて毎週4時間としている。その教科内容は家事は衣食住・看病・育児・一家経済の要とし、裁縫は通常の衣類の縫い方・裁ち方・繕い方としている。これは裁縫の内容が拡大していった時代がさり、技術を主としたものになったことを示している。なお、ここでは手芸は手工のなかに含まれている。

大正時代に入って、高等女学校の施行規則の改正が4年(1915)3月に行なわれている。修業年限4年の高等女学校の各学年毎週の時間数をみると、裁縫は第1学年2学年は毎週4時間、3学年4学年は6時間として、従来より2時間ずつ増加している。家事は第3学年4学年に毎週3時間ずつ課していたものを、1時間増加して4時間としている。

大正7年10月に臨時教育会議が女子教育に関する答申を行なっている。その内容は国体の観念を強固にし、淑徳節操を重じ、勤労を尊ぶ気風を養い、家族制度に適する素養を与えることに主力を注ぐこととしている。そして、高等女学校においては、実生活に適切な知識能力の養成に努め、経済・衛生の思想を涵養し、特に家事の基礎となる理科の教授にいつそう重きを置くことを指示している。

これによって大正9年(1920)7月に「高等女学校令」が改正され、修業年限5年を基本型として、1年短縮したもの、高等小学校に接続する3年のものが認められた。学科目は教育・法制および経済・手芸または実業・その他の科目を採用することができて、随意科目のほかに選択科目も加えられ、幅広い教育が成されるようになった。各学科の毎週教授時数については、理科・数学の時数が増加して、家事は第4学年では2時間、5学年で3時間と従来より減少されている。これに対して裁縫は第1学年から5学年まで、毎週4時間ずつ課しているため全体の時数には変化はない。

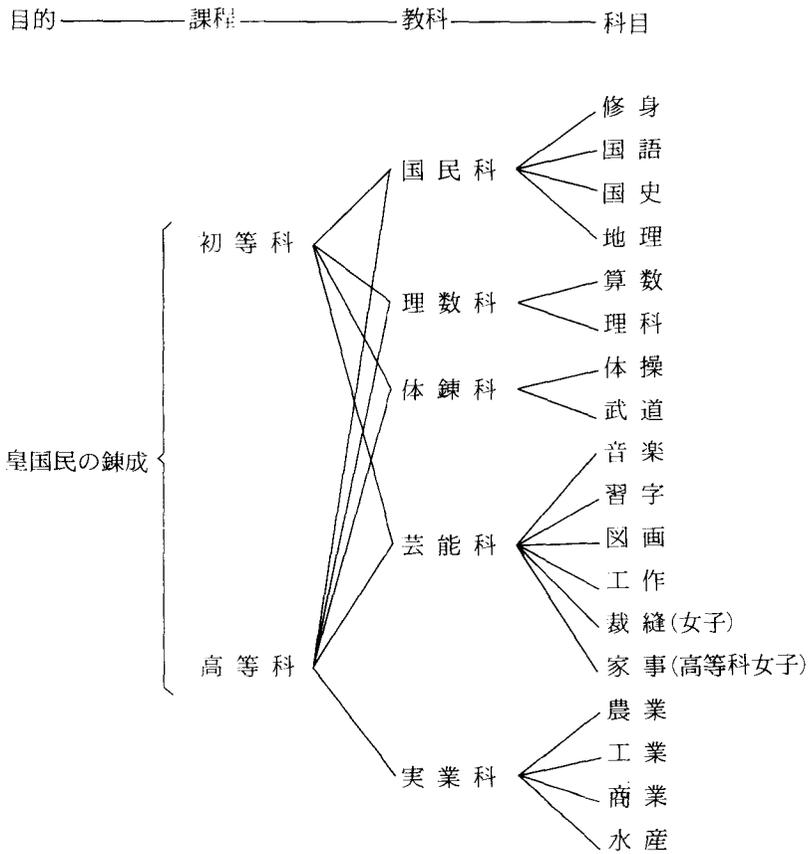
実科高等女学校の学科目は4年制の家事は「理科及家事」として、第1学年から3学年までは3時間、4学年は4時間と強化された。裁縫は各学年8時間と減少している。

こうして科学の進歩と国民の健康の増進など社会情勢の変化と、良妻賢母の教育方針とによって、家庭科の内容も裁縫中心時代から理科的家事科の尊重へと変遷し、昭和の戦時期へと突き進んでいった。

#### IV 戦時下の裁縫学習

昭和6年（1931）の満州事変から始まり、12年（1937）の日華事変、さらに16年（1941）12月からの太平洋戦争と著しい情勢変化のなかで、教育制度も急速に非常措置が講じられた。当時の政府の指令には「日本精神の発揚」・「銃後後援の強化持続」・「非常時経済政策への協力」・「資源の愛護」などがあり、いずれも家事裁縫科に係わりの深い事柄である。この間、もともと資源の少ないこともあって、衣料は切符制となり、食糧管理法によってあらゆる食糧が配給制となって、国民等しく困窮に耐えるような政策がなされた。

こうしたなかで、長年親しまれた小学校の名称が国民学校と改められたのは、昭和16年3月、「小学校令」を改定して「国民学校令」が公布されたときである。国民学校令第1条に「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」と



国民学校の教科の構成

その要旨が示されている。国民学校の課程は初等科6年、高等科2年とし、この教育期間の8年を義務教育とした。そして、義務教育年限の延長は昭和19年度より実施とされていたが、戦時非常措置によって日のめをみることなく終戦となった。国民学校の教科は先に挙げた国民としての資質を錬成するために、国民科・理数科・体錬科・芸能科および実業科の五つに大別した。その教科は教育目的に応じ、幾つかの科目に分けられる。「国民学校の教科の構成」は『学制百年史』<sup>9)</sup>に掲載されている教科の構成である。ただし、原図は縦書きである。

この図が示すように、裁縫と家事は芸能科に属して、「芸能科裁縫」・「芸能科家事」と称した。施行規則の「教科及科目」(第1章第2節)に

芸能科裁縫ハ衣類ノ裁縫ニ習熟セシメ衣類ニ関スル常識ヲ養ヒ婦徳ノ涵養スルモノトス  
と、その教授要旨を記している。その内容は初等科では技術の習得を、高等科ではその程度を進めるとともに、材料の選択・整理・保存などが含まれている。そして家事科との連携を密にし、家を治め国に報ずる精神を涵養し、利用節約の習慣、工夫考察の力を養わせるようにとの教授方針が指示されている。

昭和18年(1943)1月に「中等学校令」が、公布され、その目的を「中等学校ハ皇国ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ国民ノ錬成ヲ為ス」としている。中等学校を分けて中学校・高等女学校および実業学校として、これ等を一括して中堅皇国民の錬成の場とした。

高等女学校は修業年限を4年とし、ほかに国民学校高等科卒業程度を入学資格とする2年のもの、修業年限3年の夜間高等女学校が認められた。昭和4年(1929)をピークに、学校数が減少傾向にあった実科高等女学校の名称は、このとき廃止されている。

同年3月に制定された「高等女学校規程」により、教科は基本教科と増課教科に分けて、基本教科は国民科・理数科・家政科・体錬科および芸能科としている。家政科については次のように記されている。

第5条 家政科ハ我が国ノ家ノ本義ヲ明ニシ皇国女子ノ任務ヲ自覚セシムルト共ニ家庭ニ於ケル実務ヲ習得セシメ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ主婦タリ母タルノ徳操ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス

家政科ハ之ヲ分チテ家政、育児、保健及被服ノ科目トス

こうして家事や裁縫の語彙が科目名から姿を消し、一つになって家政科という新しい教科名に変わった。

家政科保健の内容は国民保健と家庭生活、食物、栄養とその調理、疾病とその予防、家庭看護および救急処置等が含まれている。その教授方針は低学年では生徒の日常生活の体験を

## 明治以降刊行の裁縫教科書等の内容分析

題 目	発行年月	原論	材料	縫製	管理	備 考
小等教育						
小学裁縫教授書 (全)	明治16. 4			○	○	
小学裁縫教授法 (全)	明治23. 1			○		
小学裁縫教授書	明治32. 4			○		
高等小学裁縫教本 (全)	大正3. 3			○		
初等科裁縫	昭和18. 2			○		
中等教育						
裁縫教授書 (上、下)	明治11. 2		○	○		
補刻 普通裁縫教授書(上、下)	明治13. 11			○	○	苧の積み方
裁縫教科書 渡邊辰五郎編 (一、二、三)	明治30. 3			○		
裁縫教科書 (上、下)	明治33. 10	○	○	○	○	
新編裁縫教科書 (上、中、下)	明治44. 11			○		
実科高等女学校 裁縫教科書 (一、二、三、四)	明治45. 12	○	○	○	○	
裁縫新教科書 メートル法適用 (上、下)	大正7. 8			○		
裁縫新教科書 (上、下)	大正7. 8			○		
裁縫新教科書 (一、二、三)	大正13. 8			○		
中等教育裁縫教科書 (I、II、III)	大正15. 2		○	○		
現代裁縫教科書 (一、二、三、四)	昭和2. 12			○		
最新裁縫教科書 (上、下)	昭和4. 1			○		
中等被服 (一、二)	昭和19. 3			○	○	
中等被服 (一、二、三)	昭和21. 4		○	○	○	
中学職業・家庭科 (1、2、3)	昭和28年度用			○	○	着方
中学家庭 (1、2、3)	昭和28. 7		○	○	○	
家庭一般	昭和33. 1			○		被服生活・計画
家庭一般	昭和48. 2		○	○	○	被服の機能
家庭一般	昭和56. 2		○	○	○	被服の機能、着装
家庭一般	昭和60. 2		○	○	○	被服の機能、衛生、着装
新しい技術・家庭 (上、下)	昭和61. 2			○	○	着装

通して、家政科家政・育児および保健を未分化として扱い、漸次学年が進むにしたがって分化して、系統的に学ばせるように配慮している。

家政科被服は被服の意義を明かにし、被服の使命、被服材料、被服の裁縫および編物、被服整理等を授けるとしている。そして、各学年毎週4時間ずつが組まれ、家政科全体としては、従来よりも多くの時間が配当されている。これは学問を生活に結びつけて、将来、子供を養育するときに充分役立つ勉強をしてもらいたいという、非常時下の指導者の願いが込められていた。

昭和20年(1945)8月に、日本はポツダム宣言を受諾し、敗戦のなかから平和国家を目指して新学制が発足した。ここでは、家政科は家庭科と名称が改められ、家族の在り方を中心とした家庭科が発足した。

## V ま と め

以上、主として明治以降の裁縫が教科としてどのように取り扱われたかを、政策を中心に検証した。およそ制度は時代の反映であるが、殊に家庭生活に関わりの深い家庭科が、時々思想や生活信条に密接な関係を持って変遷したことは、むしろ当然のことであったかも知れない。しかし、裁縫が教科名から姿を消すまで、長い歴史のなかでいつの時代にも、女性の特殊技能として取り扱われてきたことが伺える。

173ページに掲載した「明治以降刊行の裁縫教科書等の内容分析」は和洋女子大学和裁研究室ならびに永野順子が所蔵している本の、一部を使用して作成したものである。教科書は教科の趣旨によって編集されるものであるから、あたりまえと言え言えなくもない、教科としての裁縫の内容を端的に表わしているものとして、興味深いものがある。今回はその内容量が1行であっても、多量であっても同様に扱っているが、今後、内容分析を緻密に行なうことによって、これからの家庭科のなかで取り扱われる裁縫、つまり「被服をぐあいよく調製する能力」とは何かを検討していきたい。

### 〔注〕 本論文で使用した資料

久保田梁山：裁縫教授書（上、下） 内田彌兵衛 1878

渡邊辰五郎：補刻普通裁縫教科書 石川商店 1880

川村渡：小学裁縫教科書（全） 淡路新聞社 1883

東京府立柳北女子高等尋常小学校編纂：小学裁縫科教授法（全） 東京教育社 1890

渡邊辰五郎：裁縫教科書（一、二、三） 私立東京裁縫女学校出版部 1897

- 佐藤小寅：小学裁縫教授書 石塚猪男蔵 1899
- 谷田部順子：裁縫教科書（上、下） 目黒書店・成美堂書店 1900
- 今村順子：新編裁縫教科書（上、中、下） 成美堂書店・目黒書店 1911
- 渡邊滋：実科高等女学校裁縫教科書（一、二、三、四） 私立東京裁縫女学校出版部 1912
- 今村順子・小谷野千代子合著：高等小学裁縫教本（全） 成美堂書店・目黒書店 1914
- 共立女子職業学校校友会裁縫研究部：裁縫新教科書（上、下） 大日本図書株式会社 1918
- 共立女子職業学校校友会裁縫研究部：裁縫新教科書 メートル法適用（上、下） 大日本図書株式会社 1918
- 伊藤英子：裁縫新教科書（一、二、三） 集成堂 1924
- 成田順：中等教育裁縫教科書（I、II、III） 大成書院 1926
- 吉村千鶴：現代裁縫教科書（一、二、三、四） 東京開成館株式会社 1927
- 木下竹次：最新裁縫教科書（上、下） 目黒書店 1929
- 文部省：初等科裁縫 東京書籍株式会社 1943
- 文部省：中等被服（一、二） 中等学校教科書株式会社 1944
- 文部省：中等被服（一、二、三） 中等学校教科書株式会社 1946
- 氏家寿子他2名監修：中学職業・家庭科（1、2、3） 株式会社大日本雄弁会講談社 1953年度用
- 羽仁説子：中学家庭（1、2、3） 実教出版株式会社 1953
- 日本女子大学家庭科研究会：家庭一般 実教出版株式会社 1958
- 小池五郎・渡辺ミチ：家庭一般 教育図書株式会社 1973
- 小池五郎・渡辺ミチ：家庭一般 教育図書株式会社 1981
- 青木茂他4名監修：家庭一般 中教出版株式会社 1985
- 馬場信雄・石毛フミ子・林雅子：新しい技術・家庭（上、下） 東京書籍株式会社 1986

## 文 献

- 1) 常見育男：家庭科教育史 株式会社光生館 1959 P. 286～287
- 2) 永野順子：家政学雑誌 第15巻 第5号 P. 36 1964
- 3) 岐阜縣普通女學校及女子師範學校：岐阜縣女學校規則 1884頃 P. 83～84
- 4) 千葉縣師範學校附属小學校研究会：小學校各科教授細目編纂趣意書 能勢鼎三 1906 P. 331, P. 377
- 5) 文部省：学制百年史 株式会社帝国地方行政学会 1972 P. 575

伊 藤 瑞 香（本学助手補）

永 野 順 子（本学教授）